

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について  
次の者を藤沢市教科用図書採択審議委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2009年（平成21年）5月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿己

## 1 委嘱等する者

氏名	住所	生年月日	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備考
ひろた けんいち 廣田 賢一			市立 学校長	新任	任命	中学校 長
くわやま みつお 桑山 光生			市立 学校長	新任	任命	中学校 長
はやし まさゆき 林 正行			市立 学校長	新任	任命	中学校 長
なかの よしあき 中野 美昭			市立 学校長	新任	任命	中学校 長
いじま ひろみ 飯島 広美			市立 学校長	新任	任命	中学校 長
ふじむら すみと 藤村 澄門			市立 学校長	再任	任命	中学校 長
しんやしきまさたか 新屋敷正隆			市立 学校長	新任	任命	中学校 長
いりさわ まさき 入澤 正樹			市立 学校長	再任	任命	特別支 援学校 長
つのだ むねお 角田 宗夫			教育研 究会会 員	再任	任命	中学校 長

氏名	住所	生年月日	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備考
わたなべ さとし 渡邊 智			教育研 究会会 員	新任	任命	中学校 長
おささき みこ 小笹岐美子			教育研 究会会 員	再任	任命	中学校 長
つかはら かずお 塚原 一雄			市立 学校長	新任	任命	小学校 長
あらい やすはる 新井 泰春			教育研 究会会 員	新任	任命	小学校 長
いさお じゅんいち 伊澤 淳一			保護者	新任	委嘱	P T A 会員
やまざき ことみ 山崎 琴美			保護者	新任	委嘱	P T A 会員
かみじょう ようこ 上條 洋子			保護者	新任	委嘱	P T A 会員

## 2 任期

2009年6月1日から2010年5月31日まで

### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が2009年5月31日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱し、又は任命する必要による。

### 参 考

藤沢市教科用図書採択審議委員会規則 抜粋

#### (組織)

第2条 委員会の委員は、16人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- ・ 市立の小学校，中学校又は特別支援学校の校長 9人
  - ・ 藤沢市小学校教育研究会又は藤沢市中学校教育研究会の会員 4人
  - ・ 児童又は生徒の保護者 3人
- (委員の任期)

第3条 委員の任期は，1年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

# ○藤沢市教科用図書採択審議委員会規則

昭和33年7月5日  
教委規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例(昭和33年藤沢市条例第3号)第3条の規定に基づき、藤沢市教科用図書採択審議委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平成16教委規則10・一部改正)

## (組織)

第2条 委員会の委員は16人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立の小学校、中学校又は特別支援学校の校長 9人
- (2) 藤沢市小学校教育研究会又は藤沢市中学校教育研究会の会員 4人
- (3) 児童又は生徒の保護者 3人

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。

(平成16教委規則10・全改)

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平成16教委規則10・一部改正)

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(平成16教委規則10・全改)

## (会議)

第5条 委員会は、教育委員会の諮問に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平成16教委規則10・全改, 平成17教委規則1・一部改正)

## (調査員)

第6条 委員会に、教科用図書の内容等について調査し、及び研究させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

3 調査員は、その者の委嘱又は任命に係る当該教科用図書の内容についての調査研究が終

了したときは、解任されるものとする。

4 第2条第2項の規定は、調査員について準用する。

(平成16教委規則10・全改, 平成17教委規則1・一部改正)

(結果の報告)

第7条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに審議の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(平成17教委規則1・追加)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課において総括し、及び処理する。

(平成16教委規則10・全改, 平成17教委規則1・旧第7条繰下・一部改正)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(昭和49教委規則1・旧第9条繰下, 平成13教委規則9・旧第11条繰上, 平成16教委規則10・一部改正, 平成17教委規則1・旧第8条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第8号)抄

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規則の施行の日の前日において藤沢市教科用図書採択審議委員会の委員である者のうち第2条の規定による改正前の藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条第2項第5号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成13年教委規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第6条の改正規定は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第1号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。